装管調第３１８号
２７．１０．１

調達事業部需品調達官
調達事業部武器調達官
調達事業部電子音響調達官
調達事業部艦船調達官　殿
調達事業部通信電気調達官
調達事業部航空機調達官
調達事業部輸入調達官

調達管理部調達企画課長
（公印省略）

随意契約理由の分類基準について（通知）

標記について、下記のとおり定めたので通知する。

記

１　指名随契審査会の運営要領について（装管調第２５３号。２７．１０．１）第４条第１項の規定に基づき、指名随契審査会（以下「審査会」という。）に付議する諮問案作成時において選定理由を記載する場合には、原則として別紙を基準とする。その際、業態調査により得た情報等を踏まえて選定理由を具体的に記載する。

２　審査会に付議する諮問案作成までの過程において、装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和４９年防衛庁訓令第４号）第８条第２項第１号及び契約事務に関する訓令に係る事務要領について（装管調第２５２号。２７．１０．１）第２２条の規定に基づき、物別調達官及び室で行う業態調査の結果を審査会及びその他の関係者並びに第三者に説明できるように資料を作成し整理しておく。

３　別紙について疑義がある場合には、その都度調達管理部調達企画課長と協議されたい。

添付書類：別紙

別　紙

随意契約理由の分類基準について

会計法令等	項目		細部基準	随意契約理由（例示）
	番号	基準		
会計法第２９条の３第４項 予決令第１０２条の４第３号 （契約の性質又は目的が競争を許さない場合）	1	販売権を有するものが１社であるとき	⑴　国内の販売権を有するものが１社であるとき（輸入品）	本品は、○○自衛隊で使用する○○である。当該製品は、○○国○○社の製品であり、当該製品の国内における販売権を有しているのは○○㈱のみである。 よって、該社と随意契約をする。 販売権証明年月日：○○年○○月○○日 販売権有効期間：○○年○○月○○日～○○年○○月○○日（更新予定）
			⑵　国内で製造された当該製品の販売を行っているのが１社であるとき	本品は、○○自衛隊で使用する○○である。本仕様書に適合した当該製品を販売しているのは○○㈱のみである。 よって、該社と随意契約をする。
	2	技術援助契約を有するものが１社であるとき		本品は、○○自衛隊で使用する○○である。本品の製造に当たっては、○○国○○社との技術援助契約を必要とし、現在この要件を満たしているのは、○○㈱のみである。 よって、該社と随意契約をする。 技術援助契約期間：○○年○○月○○日～○○年○○月○○日
	3	工業所有権等の排他的権利を有するものがあるとき	⑴　特許権	本品は、○○自衛隊で使用する○○である。本品の製造に当たっては、特許「○○」を使用する必要があり、現在、この特許権を使用する権利を有しているのは、○○㈱のみである。 よって、該社と随意契約をする。 特許番号：第○○号（○○年○○月○○日）
			⑵　実用新案権	本品は、○○自衛隊で使用する○○である。本品の製造に当たっては、実用新案「○○」を使用する必要があり、現在、この実用新案権を使用する権利を有しているのは、○○㈱のみである。 よって、該社と随意契約をする。 実用新案登録番号：第○○号（○○年○○月○○日）
			⑶　その他	上記の例示を基に作成する。

会計法令等	項目		細部基準	随意契約理由（例示）
	番号	基準		
会計法第２９条の３第４項 予決令第１０２条の４第３号	４	技術及び生産設備を有し、かつ、法令等の許認可等を有するものが１社であるとき	⑴　航空機製造事業法（法律第２３７号、昭２７．７．２６）関係	①　本航空機は、○○自衛隊で使用する○○である。本航空機の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、○○㈱のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び製造方法の認可を有している。 よって、該社と随意契約をする。 事業許可番号：第○○号（○○年○○月○○日） 製造方法認可番号：第○○号（○○年○○月○○日） ②　本航空機は、○○用エンジンの修理である。本エンジンの修理に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、○○㈱のみであり、かつ、航空機製造事業法に基づく事業許可及び修理方法の認可を有している。 よって、該社と随意契約をする。 事業許可番号：第○○号（○○年○○月○○日） 修理方法認可番号：第○○号（○○年○○月○○日）
			⑵　武器等製造法（法律第１４５号、昭２７．７．１６）関係	本品は、○○自衛隊で使用する○○である。本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、○○㈱のみであり、かつ、武器等製造法等関係法令に基づく製造及び販売の許可を有している。 よって、該社と随意契約をする。 武器等製造法許可番号：第○○号（○○年○○月○○日） 火薬類取締法許可番号：第○○号（○○年○○月○○日）
			⑶　火薬類取締法（法律第１４９号、昭２５．５．４）関係	本品は、○○自衛隊で使用する○○である。本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、○○㈱のみであり、かつ、火薬類取締法に基づく許可を有している。 よって、該社と随意契約をする。 火薬類取締法許可番号：第○○号（○○年○○月○○日）
			⑷　電波法（法律第１３１号、昭２５．５．２）関係	本品は、○○自衛隊○○通信網において○○の中継器を利用して、○○通信の役務を受けるものである。当該中継器を所有しているのは、現在、○○㈱のみであり、かつ、当該○○局として郵政大臣の無線局免許を有している。 よって、該社と随意契約をする。 無線局免許番号：第○○号（○○年○○月○○日）
			⑸　航空法（法律第２３１号、昭２７．７．１５）関係	本品は、○○自衛隊で使用する○○である（航空機搭乗員が水上遭難時に特定救急用具として使用するものである。）。本品の製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、現在、○○㈱のみであり、かつ、航空法施行規則に基づく運輸大臣の検査に合格したもの（製造及び構造について防衛庁長官が適当であると認めたもの）である。 よって、該社と随意契約をする。 承認番号：第○○号（○○年○○月○○日）
			⑹　その他	上記の例示を基に作成する。

会計法令等	項目		細部基準	随意契約理由（例示）
	番号	基準		
会計法第２９条の３第４項 予決令第１０２条の４第３号	5	特別な技術、設備、品質保証能力等を有するものが１社であるとき		①　本品は、○○自衛隊で使用する○○である。本品の構造・性能を熟知し、かつ、その製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、○○㈱のみである。 よって、該社と随意契約をする。 ②　本品は、○○用部品○○である。本品を製造できるのは本品の研究開発を行い、本体の製造を担当して、その構造・性能を熟知し、かつ、その製造に必要な技術及び生産設備を有しているのは、○○㈱のみである。 よって、該社と随意契約をする。 ③　本品は、○○に使用する○○の構成品である。本品の製造に当たっては、本体の構造・性能を熟知している必要があり、この条件を満たしているのは、○○㈱のみである。 よって、該社と随意契約をする。 ④　本品は、○○自衛隊で使用する○○である。 ～（省略）～当該物品の納入形態については、仕様書（調達要領指定書）において○○○と指定されている。この条件を満たし、納入可能なのは○○社のみである。 よって、該社と随意契約をする。
	6	技術生産設備を有し、かつ、受注態勢が整っているものが１社であるとき		本品は、○○自衛隊で使用する○○である。本品の製造に必要な技術及び生産設備を有し、本品を製造できるのは、○○㈱、△△㈱及び××㈱であるが、○○㈱を除く各社は、受注態勢が整っていないとして、辞退する旨の回答を得た。 よって、該社と随意契約をする。
	7	長官からの通知があったとき		本品は、○○自衛隊で使用する○○である。 事務次官通達（防○○第○○号　○○年○○月○○日）に基づき、○○㈱と随意契約をする。